

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和4年12月9日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 浜口 一利
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時10分 再会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

本会議に引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、協議事項1、鳥羽市議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

当該条例につきましては、個人情報保護法の改正により、議会独自で条例の制定が必要となったことから、本日、協議の場を設けさせていただきました。

皆様には事前に条例案のほうを送付させていただいておりますが、詳細については事務局より説明します。

それでは、事務局。

○平山次長兼議事総務係長 事務局、平山です。よろしくお願いいたします。

皆さん、事前にドライブのほうに条例案のほうをお送りさせていただきまして、ドライブのほうに入れさせていただいたんですけども、ちょっと見比べやすいように、紙でも配付させていただきました。鳥羽市議会個人情報保護条例制定の概要というものと両方とも見ながら、説明のほうさせていただきたいと思います。

ドライブのほうの条例について、概要のほうでこの条はどうかという形のを説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、条例の中身を説明する前に、今回つくっていく特徴について説明のほうさせていただきたいんですけども、今回、ポツの1個目になるんですけども、個人情報保護に関する規定を統一することを目的としまして、各市議会においても統一的な条例を作成するのが好ましいという形になっていますので、全国的に同じような条例をつくっていく形になるかと思います。県内においても、全国議長の案をベースに作成していきまして、鳥羽市のこの案につきましても、同様に全国議長の案をベースにつくっております。ただ、市長部局のほう、市のほうの個人情報保護条例がありますので、そちらとの整合性を図る必要が出ています。

あと、罰則規定がこの条例の中にありまして、罰則があることから検察庁との事前協議というのが必要になっていまして、その協議が2か月ほど必要になることから、今回、ここで皆さんに案のほうをもんでいただいて、その案をつくり切ってから検察庁のほうに協議のほうを持っていきたいと思います。

あと、この条例の中に、その他議長が定めると、そういった記載といいますか規定がありますので、後ほどになるんですけども、また別途、この条例に関する規則のほうをまた検討のほうを後日改めてしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

スケジュール、この間の資料、前回9月頃に配らせていただいた資料と同じものになっていくんですけども、9月頃から検討のほうを開始しまして、この12月に条例案を完成させて、検察庁との協議のほうに入っていきたいと思います。

年を明けまして、2月に検察庁との協議が終了しまして、3月の議会のほうに上程という流れでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、実際に条例の案の中のほうをご覧いただきたいんですけども、条例の概要のほう、ページをめくっていただいて、条例詳細（補足）というところを両方とも見ていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

では、第1章、第1条から第3条までになるんですけども、こちらのほうは総則としまして、この条例の目的であったりとか用語の定義、この用語についてはこれですとかというのが、個人識別符号とはこういうものですか、保有個人情報とはという、そういう定義のものが設けておりますので、こちらについてはまたご一読いただいているかと思っておりますので、ここについてはちょっと省略のほうさせていただきます。

第2章のほうに入りまして、こちら第4条から第17条までになるんですが、この個人情報の取扱いをどうしていくかについてがこちらのほうに規定されております。

14条のほうですと、14条のほうを見ていただきたいんですけども、個人情報を取り扱うべき注意事項になっていくんですけども、提供を受ける者に対する措置要求ですね。個人情報を提供する場合に、こういうふうなものについて気をつけてくださいねという措置を求めることが議長はできますので、どういった情報を措置を設けるかというのを書いてあります。基本的には、普通の本来の目的に利用する情報を提供する場合についてもそうですし、あと第12条のほうでも、目的外でも提供できる場合がありますので、そういった場合に提供した場合も、ちゃんと提供した個人情報は適切に扱ってくださいねというようなことが規定してあります。

あと、番号利用法ですね、マイナンバーのことですけども、番号利用法のほうでも提供の制限を受けない情報というのがあるんですけども、そちらのほうに、個人情報保護法には、規定があるんですけども、行政機関等についての規定があるんですけども、そちらについては議会が含まれていないものですから、その整合性を図るために3号のほうを追加して記載のほうしていきまして、これも含めて、情報を提供する場合については、適切に管理するように指示のほうができるような規定となっております。

続きまして、飛ぶんですけども、第3章のほうに入っていきます。

第3章、第18条、これは18条だけになるんですけども、個人情報の取扱い事務登録簿というものです。こちら個人情報を取り扱うに当たりまして、作成する記帳というのがあるんですけども、そちらについて規定のほうをしております。ただ、ちょっとこちら、全国議長会の案では、個人情報ファイル簿というふうな形で規定のほうをしているんですけども、執行部の条例との整合性を図って、個人情報取扱事務登録簿という名前にさせていただきました。これは、理由としましては、個人情報保護法における個人情報ファイルというものが1,000人を超える情報である場合に該当するものですから、1,000人未満のものも対応できるように、改めてこの条例で個人情報ファイルを規定する必要があったものですから、それをしないでまとめて個人情報取扱事務登録簿という形で全ての情報が該当するように規定のほうをしております。

続きまして、第4章のほうに入っていきます。

第4章、開示、訂正及び利用停止ですね。個人情報を開示してくださいとか訂正してくださいとか、もしくは利用を停止してくださいという求めに応じるための規定のほうがかかれております。

第1節の第19条から31条になるんですけども、こちらのほうは個人情報を開示するに当たり、誰がどのようにして何をいつまでに開示するかというものが細かく規定しております。個人情報については場合によ

ては部分的に開示する場合がありますので、それについては22条に記載してあるんですけども、そのほかにも特例的に開示する場合、こちら23条に規定しているんですけども、こういった場合に開示ができるよという形の規定がここに記載のほうされています。

28条では、人の生命、健康、生活または財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報について、開示する場合は意見書を提出する機会を与えなければならないという規定のほうも設けられています。

31条のほうでは、手数料のほうの規定になるんですけども、市の条例のほうと整合性を図りまして、手数料そのものは無料としてつくってあります。

続きまして、第2節のほうですね。

訂正について。

第32条から第38条になってくるんですけども、個人情報についての訂正をできる旨、請求する場合の手続とか訂正した後のこちら側の決定や通知する場合の手続についてのやり方を規定のほうをしております。

同じく利用停止のほうですね。第39条から第44条になるんですけども、こちらは利用停止のほうの規定になっていまして、不当に取得された情報について利用の停止とか消去を求めることができる旨が規定されていまして、その停止や消去の手続とか停止や取消しをした場合における手続、通知、どのように通知するかについて規定のほう、通知をしなければならないということですね。こちらについての規定が定められています。

第4節、審査請求ということなんですけれども、第45条から47条、開示決定等で審査請求があった場合は、こちらちょっと議会のほうの条例にはないんですけども、執行部側のほうで設置した審査会、そちらのほうに諮問する旨を規定しています。その諮問する場合の手続の仕方とかについて、ここで規定のほうしています。

続きまして、第5章ですね。雑則になるんですけども、こちら48条から52条、その他の形になっているんですけども、主なものとしましては、48条なんかですと、情報が検索できない困難なもの、どこにあるか分からないようなものとか整理ができていないものについては、ないものとみなす。この個人情報として持っていないよという形で扱えるよという形で、そういったものが規定のほうされています。

第6章、罰則ですね。53条から57条になるんですけども、こちらが罰則の規定になってくるので、条例制定に当たって検察庁との協議が必要になってくる、その原因となる条項がここにありますので、ここにこの規定があるがゆえに検察庁との協議が必要となってくるという形になっております。

ちょっと駆け足で行ってしまったんですけども、条例の全体の概略としてはそういう形になります。

基本的にはほぼほぼ全国的に同じ内容でつくっていくという目的でやっていますので、余りいじれる部分はないかなという感じではいるんですけども、ここで皆さんのほう、ご意見のほうを伺って、修正する場所があったら修正のほうをさせていただいて、案のほうを完成させて、検察庁のほうの協議に行かせていただきたいんですけども、ご意見を伺っていただいてもよろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局の説明は終わりました。

事務局の説明についてご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 第3章18条に規定される個人情報ファイルというのは、これは我々議員のことがファイリングされる、帳簿化されるということなのかな。

○平山次長兼議事総務係長 議員さんではなくて、議会として集めてきた個人情報、余り実際問題ここで個人情報を集めるというか個人情報を持つことは余りないもので、イメージがつきにくいんですけども、何かしらで市民の方の個人情報を入手した場合、その場合のこと、こんな情報を集めているよとかというのがこの個人情報の取扱い簿、個人情報ファイルに該当してくるんですけども。ですので、実際のところ今のところほぼ何も無いのかなと。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、もうちょっと詳しく教えてください。この5章の雑則の場合の第48条の情報が検索できない困難なものはないものとみなすというのは、例えば本人さんがその情報がこっちにあるんじゃないかって問われたときとか、そういうことを想定のことなんですか。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 この情報を提供してくださいと言われたときに、その情報が探せないような状況です。検索とか簡単にできるように整理がされていればいいんですけども、例えば紙でだーっと書いてあるだけとかというので、どこにあるかももうわからへんという状況がこれに該当してくるのかなと。

○坂倉広子委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 そういうふうにもうこれはもうないものやということで取扱いをさせていただくということになるということですね。

○平山次長兼議事総務係長 そうです。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 先ほどの説明で、県内の全国議長会の案をベースにしてつくっておられるということですので、ベースがあるということですけども、一つ教えていただきたいのは、県内先行してこういうのもつくるところがあるのかと、あと、この検察庁の協議って先ほど2か月ぐらいかかると言われていたんですけども、その事務的な協議と承認とか何かもらって、どういうふうな検察庁の流れになるかというのも教えてほしいのと、スケジュールのところ、協議が終了したら3月に上程しますよとなっているんですけども、その間でまた最終、議会改革推進特別委員会で、こういう方向で検察庁と協議をしてこういう条例案でいきますよとか、再度また全体会議みたいのを開いてもらって、最終、議会に上程されるというか、もうちょっとスケジュールの詳しいところを教えてもらえるとありがたいです。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 今後なんですけれども、検察庁のほうには、もう一旦事前にスケジュール的なものは連絡のほうをさせていただいて、相談するに当たっては、一旦このまま何もメールで送るだけという形で聞いていまして、その後、最終的に、2か月間かけて検察庁のほうでもんでいくんですけども、もとも

と全国議長会さんのほうで案をつくっている段階で、もう検察庁の今回、私らは津のほうの検察庁と協議をするんですけども、もともと協議が進んでいるので、そんなに協議する内容はないのかなというふうには伺っています。

実際協議のほうをしていって、もし何かしら修正があった場合は修正のほうをしていって、修正が終わったら最終的には、最後にちょっと文書でやり取りのほうをして、許可みたいな形で通知のほうをいただいて、それを受けて、またこの委員会、最終的な案が固まりましたのでというので、最終的にこちらでまた協議のほうをした上で、議会に上程という形になるのかなというふうに考えています。

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 説明ありがとうございました。

というように、ベース案があるということで、その中で検察庁と協議をされておることもあるのかなと思いますので、改めて鳥羽市が協議に行くと中身はほとんど変わっていないのかなと思いますので、2か月ぐらいかかるというところが今みたいに簡略できるのかなと私は思ったところなんですけれども、新たに鳥羽市が追加して罰則規定とか設けていないですかね、ということで、スムーズにこの条例案の中身というのは確認してもらえるのかなと思っているところで、今の話では、そういうことやということですね。ありがとうございます。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 補足なんですけれども、今回、この条例をつくらないかんのが今回決まったことで、県内の全部の市町が一斉に検察庁に持っていく形の流れもあるので、そこも含めてのことで、2か月かなというふうに考えています。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

河村副議長。

○河村 孝委員 この別途規則をどの時点で策定するのかという、その辺の案というのはもう決まっているんですか。要するに、もう検察庁との協議が終わって、もうこれで行くというものが固まってから、それに対しての別途規則の策定という形になるかと思うんですけども、スケジュール的に非常に厳しいものがあらへんのかなと思いますけれども、その辺どのように考えていますか。

○坂倉広子委員長 事務局。

○平山次長兼議事総務係長 この規則については、本日ここで案のほうはできて、検察庁の協議が始まったらもう同時進行で規則のほうもまたつくっていこうと思います。規則については検察庁との協議はありませんので、検察庁と協議する場合でも、この中の今回そのものについて余り変更があるとは考えていませんので、ほぼほぼこの内容で行ける前提で規則のほうをつくっていければというふうに考えています。

○坂倉広子委員長 河村委員、どうぞ。

○河村 孝委員 罰則を含む条例になるので、これも議員もしっかり頭に入れておかなければならない条例になるはずなんです。改選後、基本条例の研修会を開かなければならないというところを基本条例にうたわれていますので、こういった大きな動きがあったときは、改選後速やかにそういったところの、基本条例と併せて個人情報保護条例の研修会も一緒にするような方向を申し送りするべきではないのかなと思いますけれども、

いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 事務局のほうから説明ではなくて、議会としてということによろしいですか。

先ほど河村副議長のほうからご提案いただきました来年令和5年、改選がございますので、改選後に基本条例とともにこの個人情報における研修会をするべきだということですが、このことについて皆さん、ご意見はございませんでしょうか。

(「申し送りをするというので」の声あり)

○坂倉広子委員長 申し送りをするというのでよろしいでしょうか。確認させていただきました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に進ませていただきます。

協議事項2、その他について、委員の皆様より何かご意見、ご提案等ございましたらいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

次回の議会改革推進特別委員会の開催については、改めて連絡いたします。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午前10時31分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年12月9日

議会改革推進特別委員長

坂 倉 広 子